

# 環境マネジメントシステム審査員評価登録制度の概要

## 1. 環境マネジメントシステム審査員評価登録制度について

環境マネジメントシステム審査員(以下、「環境審査員」という。)評価登録制度は、JIS Q 14001(ISO14001)規格に基づいて実施される企業等の環境マネジメントシステムの認証制度において、監査を担当する審査員をJIS Q 19011(ISO 19011)規格に基づいた資格基準により、中立的な第三者が評価し登録公開する制度です。

企業や組織のJIS Q 14001(ISO14001)規格への適合性を監査する環境審査員は、監査に対する独立性、公平性、客観性はもちろんのこと環境マネジメントシステムに関する知識・経験や監査対象となる業務に関する知識が求められます。

当環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、「CEAR」という。)は、環境審査員の資格基準を公表し、これに基づいて公正、公平な評価を行い、この資格基準に適合した環境審査員を登録し、公表しています。

(注) CEAR(セアー) : 「環境マネジメントシステム審査員評価登録センター」の略称  
(Center of Environmental Auditors Registration)

## 2. 環境審査員評価登録制度の枠組み

環境審査員評価登録制度の枠組みを図1に示します。

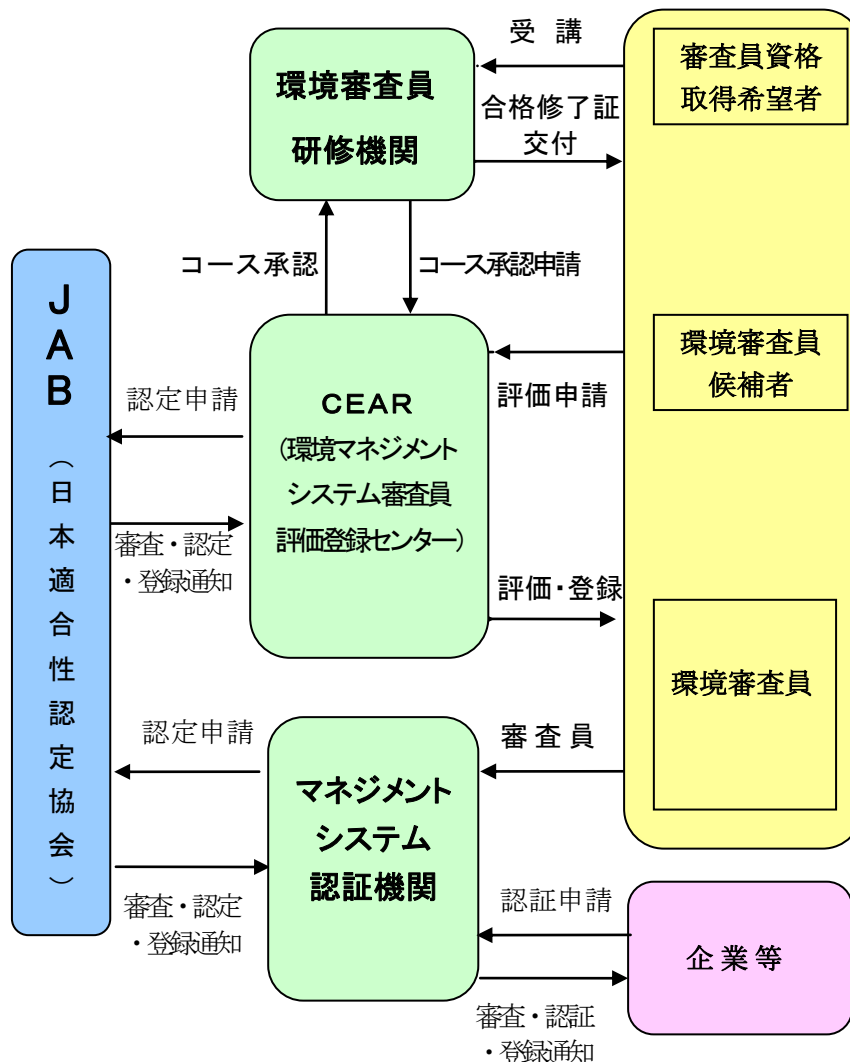


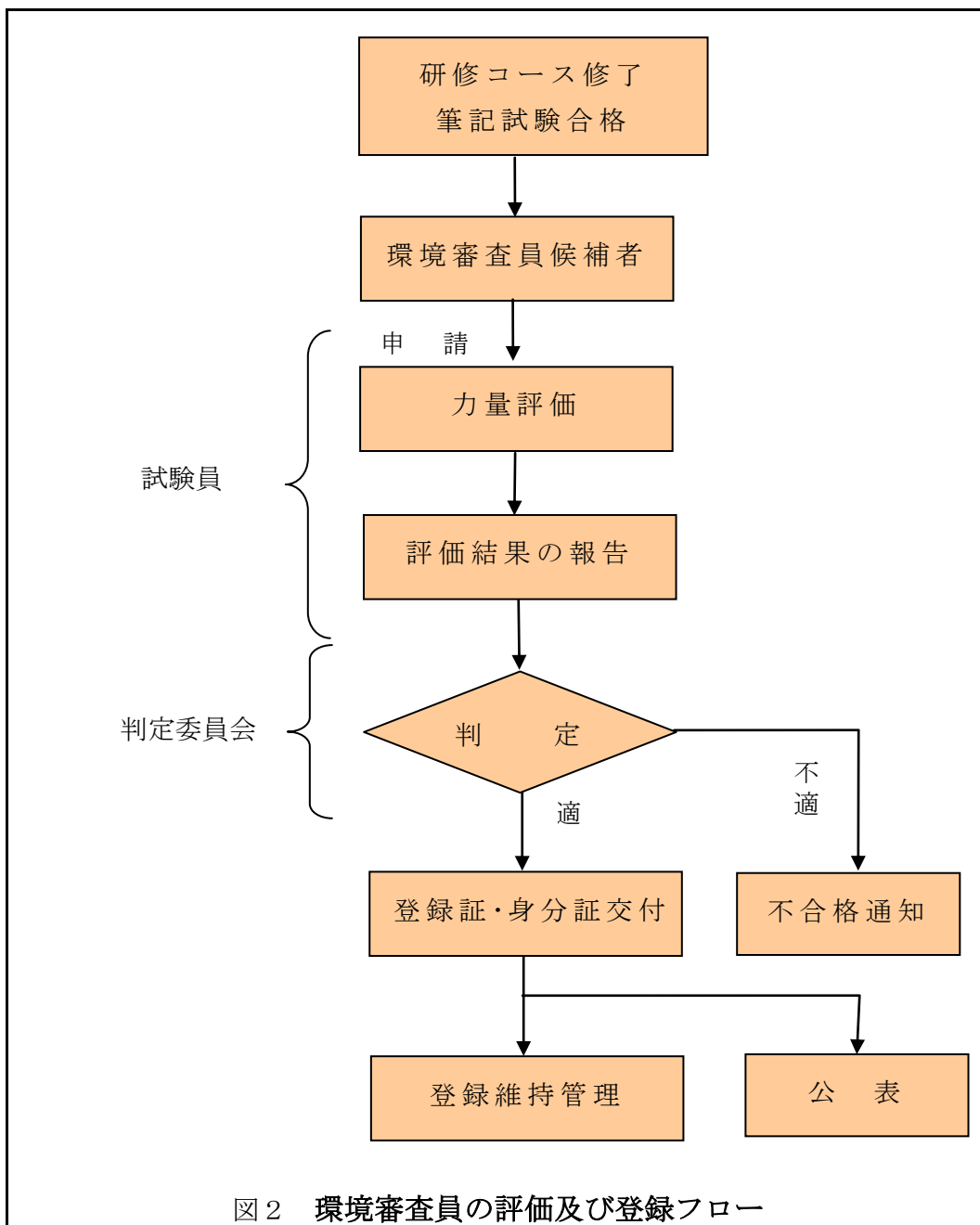
図1 環境審査員評価登録制度の枠組み

### 3. CEAR が公表している基準一覧

- ① AE1100 環境マネジメントシステム審査員の資格基準
- ② AE1200 環境マネジメントシステム審査員の登録手順
- ③ TE1100 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認基準
- ④ TE1200 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認手順

### 4. 環境審査員の評価及び登録フロー

環境審査員の評価及び登録フローを図2に示します。



### 5. CEAR の機構

CEAR は、一般社団法人産業環境管理協会(以下、「協会」という。)に属する機構ですが、評価登録の客観性を確保するため、協会内の他部門から独立した組織として設置されています。CEAR の業務を統括する上級経営管理者に理事を充てています。また、認証スキームの公平性、客観性を確実にするため、環境マネジメントシステム審査員資格制度の仕組みの構築・維持を行う認証スキーム委員会を設置しております。CEAR の機構を図3に示します。

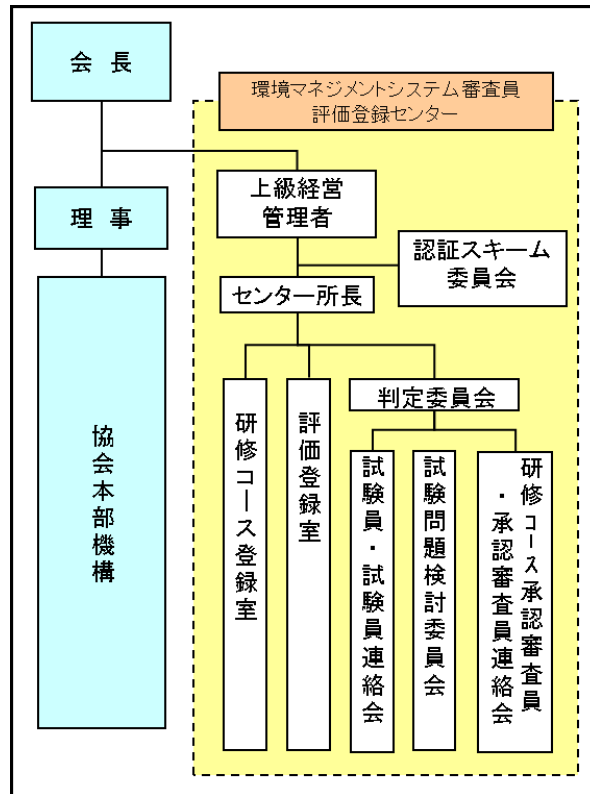


図 3 CEAR(評価登録センター)の機構

- ・上級経営管理者 : CEAR の責任者です。管理主体として責任ある対応を果たすとともに、認証スキームに基づく評価登録業務及び研修コース承認業務のすべてを統括します。
- ・センター所長 : 上級経営管理者の下で評価登録業務及び研修コース承認業務を遂行します。
- ・認証スキーム委員会 : 認証スキームの開発・維持を行います。委員は多方面のセクターから主要な関係者によって構成されます。
- ・判定委員会 : 試験員の評価手順、評価結果及び試験結果を審査、判定します。また、研修コースの審査結果を判定します。委員は、学識経験者、専門家及び関連団体からの代表者によって構成されます。
- ・試験問題検討委員会 : 環境審査員に求められる力量を評価するための筆記試験問題の策定及び試験問題の適格性の確認、分析、見直しをします。委員は、学識経験者及び専門家から構成されます。
- ・試験員 : 2人1組で、環境審査員の申請内容の調査及び評価、筆記試験問題の採点を行います。
- ・試験員連絡会 : 評価活動で生じた問題点、ノウハウの共有化及び評価技術、規格、基準解釈の統一化を図り、評価の均一性、普遍性を高めるための試験員による検討会です。
- ・研修コース承認審査員 : 研修コースを審査し、判定委員会に審査結果を報告します。
- ・研修コース承認審査員連絡会 : 研修コース審査活動で生じた問題点、ノウハウの共有化及び研修コース審査技術、規格、基準解釈の統一化を図り、研修コース審査の均一性、普遍性を高めるための研修コース承認審査員による検討会です。
- ・評価登録室 : CEAR の環境審査員評価登録に関する事務全般を行います。
- ・研修コース登録室 : CEAR の研修コース承認登録に関する事務全般を行います。